

日野町議会第2回定例会会議録

令和6年3月22日（第5日）

開会 9時20分

閉会 12時45分

1. 出席議員（12名）

1番	福永晃仁	8番	高橋源三郎
2番	谷口智哉	9番	加藤和幸
3番	松田洋子	10番	後藤勇樹
4番	柚木記久雄	11番	中西佳子
5番	川東昭男	12番	西澤正治
6番	野矢貴之	13番	杉浦和人
7番	山本秀喜		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	総務政策主監	河野隆浩
厚生主監	吉澤増穂	産業建設主監	福本修一
教育次長	澤村栄治	総務課長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	奥野彰久
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	柴田和英	農林課長	吉村俊哲
商工観光課長	園城久志	建設計画課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	生涯学習課長	加納治夫
図書館長	長谷川毅	総務課主席参事	岡本昭彦
企画振興課参事	杉村光司	建設計画課参事	杉本伸一

4. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	吉澤利夫	議会事務局書記	藤澤絵里菜
総務課主査	星田拓臣		

5. 議事日程

- 日程第 1 議第11号から議第35号まで（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか24件）について

〔委員長報告・質疑・討論・採決〕

- 〃 2 議第36号 日野町税条例の一部を改正する条例の制定について
〃 3 議第37号 令和5年度日野町一般会計補正予算（第9号）
〃 4 議第38号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第1号）
〃 5 議員派遣について
〃 6 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 9時20分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第11号から議第35号まで（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか24件）について一括議題とし、各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、令和6年第2回定例会における総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務常任委員会は、3月13日午後2時27分から、議会側は、委員長の私、山本および福永副委員長、以下委員が全員出席し、オブザーバーとして杉浦議長、また執行側から町長、副町長、教育長、総務政策主監、教育次長をはじめ、関係各課の職員の出席の下、行いました。委員長、町長、議長の挨拶の後に5件の付託案件の審議に入りました。

1件目、議第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を求めました。質疑はありませんでした。

続いて、2件目に入り、議第12号、日野町行政手続条例および日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を求めました。これも質疑はありませんでした。

続いて、3件目に入り、議第13号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を求めました。これも質疑はありませんでした。

続いて、4件目に入り、議第14号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を求めました。

委員より、日野町学校・子ども支援連絡協議会および日野町学校・子どもいじめ

問題対策委員会については教育委員会の所管であり、日野町いじめ問題調査委員会は町長部局が所管している。日野町学校・子ども支援連絡協議会の委員定数は8人以内、日野町学校・子どもいじめ問題対策委員会は5人以内と定めているが、それぞれ定数上限まで就任されているのか。また、日野町いじめ問題調査委員会が常設されているのか、調査対象の事象が発生したときに招集されるのか教えていただきたい。また、日野町いじめ問題調査委員会は学識経験者として弁護士1人ということでのよいのか。また、日野町学校・子ども支援連絡協議会および日野町学校・子どもいじめ問題対策委員会は、それぞれ学識経験者として弁護士に入っているかなどの質疑がございました。

学校教育課主席参事より、日野町学校・子ども支援連絡協議会は、定数8人以内で8人、日野町学校・子どもいじめ問題対策委員会は、定数5人以内で5人就任いただいている。日野町学校・子どもいじめ問題対策委員会では、重大な事態が発生したときに調査を行い、その上で、さらに調査が必要と判断された場合は、町長部局に設置された日野町いじめ問題調査委員会に内容を報告し、再調査を行うことができることとなっている。学識経験者としては、大学教授に入っている。また、弁護士として1人所属していただいております、そのほかに臨床心理士、社会福祉士、教育関係者の方に入っている。日野町学校・子どもいじめ問題対策委員会は、事案に対して利害関係者のある者は入ることができないため、学校関係者はこの組織には入っていない。学校において、加害者、被害者双方から聞き取り調査を行い、さらに調査が必要と判断される場合に、学校・子どもいじめ問題対策委員会で、外部の方5人に調査を依頼することとなると答弁をされました。

ほかに質疑なく、続いて、5件目の議第33号、令和6年度日野町西山財産区会計予算に入り、質疑を求めました。質疑はありませんでした。

以上5件の質疑は終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決を行った結果、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上で付託された案件の質疑は終わりました。

以上の付託案件を14時50分に終え、休憩後、14時55分から日野町の災害時の対応について調査研究を行い、執行側より総務課長、総務課主席参事に出席していただきました。総務課主席参事より、能登半島地震で日野町からスタッフとして出向いただいていた経験も生かして説明を受けました。

各委員より、能登半島地震での災害対応のこと、避難所の運営やトイレの問題のこと、地域での日頃からのコミュニケーションの重要性など、意見交換がなされました。

総務課主席参事からは、平常時から自主防災組織などで話し合っただき、防災意識を向上していただくことにより、災害時に自分の身を守っていただくことが

重要と考えます。今後も広報啓発に努めていきたいと力強く語っていただきました。

私、委員長からも、町全体の防災意識の向上を図るため、議員各位も地域において呼びかけを行っていただきたいと申し添えをさせていただき、16時16分に調査研究を終了しました。

休憩後、16時30分に再開し、協議事項に入りました。

協議事項の1点目は、地域住民の皆さんとの意見交換会について、どのような方法がよいのか意見交換を行いました。

委員より、男性の考える少子化と女性の考える少子化は違うものと感じると。女性の希望をかなえられるとよい。女性が日野町で子育てをして感じたことや町に対する要望を聞きたい。議会のこと、選挙のこと、住民の人に分かりやすく伝えていきたいなど、たくさんのご意見を頂きました。それぞれの意見を参考にし、実施日は5月連休明けの週末を利用し、図書館を活用して、細部内容は正副委員長で実施案を作成し、委員の皆さんに報告して進めていくと決めさせていただきました。

2点目は、日野町スポーツ協会との意見交換会を終えて、今議会で川東議員の一般質問にもつながり、総務常任委員会としては、町に対する提言書を取りまとめていく方向で考えていることを話させていただきました。今後、提言書の原案を作成し、委員の皆さんにお示ししていくこととし、協議事項は終了しました。

その他の事項では、委員より、小学校の議場見学を根本的に見直したらどうかと意見を頂きました。

以上で会議を終了し、16時50分に閉会をいたしました。

これで、令和6年第2回日野町議会定例会における総務常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 9番、加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） それでは、令和6年第2回日野町議会定例会産業建設常任委員会の報告を行います。

本委員会は、3月14日午前8時56分から委員会室において行われ、議会側は委員全員と、オブザーバーとして杉浦議長が参加、執行側より、堀江町長、安田副町長、河野総務政策主監、福本産業建設主監、嶋村建設計画課長、吉澤範文建設計画課主任、吉澤庸一建設計画課主任、岩崎上下水道課参事、北川上下水道課主任が出席されました。傍聴者はありませんでした。町長、議長の挨拶に続き、本委員会に付託された4議案の質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。議案の説明は先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第15号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑に入りました。

委員より、そもそも論だが、今回の改定部分だけでなく、減価償却も含め、何を

基に使用料を決めるのか。周辺市町より日野のほうがちょっと安いから行こうという傾向にあるのではないか、根拠を伺いたいとの質問がありました。

これに対して当局より、これまでから施設の改修に伴い、料金の検討をしてきた。想定される電気代と減価償却の工事費を含め、1時間当たり100円とした。近隣市町と比べると安く感じるかもしれないが、甲賀市や東近江市はかなりの規模の施設である。県内の施設を大別すると、スタジアム的なよい施設、また大谷のように、芝も黒土もバックネットもある施設、単に山砂なだけのグラウンドの球場に大別され、日野と同程度のところでバランスを見ながら設定しているとの回答でした。

また、ほかの委員より、大谷球場は軟式野球の会場ということで、硬式野球の使用が小学生以下となっているが、一般的にそういう設定になっているのかとの問いがあり、当局より、ファウルボールが防球ネットを越えて球場の外に出てしまうことを懸念している。高校生のレベルだと、硬式野球でファウルボールが外に出る可能性があり、危険性が高い。危険性の違いを考慮したとのことでした。

また、別の委員より、エアコン使用の有無は申請によるのかとの問いがあり、窓口で、本部席利用申請時にエアコン使用の申告があればリモコンを貸し出すことにしているとのことでした。

次に、議第20号、日野町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑に入りました。

はじめに、委員長の説明を補足、訂正する形で、建設計画課長より、この配偶者暴力防止法第10条1項によった接近禁止命令と退去命令が、この法改正で、接近禁止は第10条1項に、退去命令は第10条の2に分かれて規定されたので、上位法を準用し、同じように分けたものだと説明がありました。

委員より、研修で島根県海士町へ行ったが、移住者を想定したすばらしい町営住宅があった。最近、独り暮らしの高齢者などから、家を処分して、町の中心部に町営住宅があれば住みたいという声を聞く。町内でゾーニングをして、町の中心に近いところに町営住宅を準備してコンパクトシティに近づけていく考え方も必要ではないか。町の真ん中で、車なしでも歩いて行ける生活、これは、老人福祉、介護、移動支援などの面からもありがたいがどうかとの質問がありました。

これに対して当局より、いわゆる公営住宅法に基づくものについて、少子化や人口減で、国も少し緩和する話が出ている。移住とか子育て世帯用の町営住宅などは必要に応じて検討の1つではある。ゾーニングの関係では、当町では従来の7地区ごとがコンパクトシティ化されており、今日まで来ているが、今後、少子高齢化の中でゾーニング的な部分もどうつけていくか、同時に検討しないといけないとの回答でした。

別の委員からは、空き家探しをしている町外の方がよい家が見つかるまでの間、

一時的に住所を日野町に移して町営住宅に住むというのは、移住との間の施策としてあり得るのか。また、そのような問合せはないかとの質問がありました。

これに対して、当局より、知る限りではない。生活が苦しくなってきたが、私も入れるかという問合せが多い。また、申込み資格に、日野町に3か月以上居住または勤務という条件もあり、難しいとのことでした。

また、別の委員からは、これまで町営住宅の中で、こういった退去命令や接近禁止命令を出したことがあったか。また、危険な状態にある方がおられるのか。またこれまで、裁判所が保護するのが2か月だったが、6か月に延び、退去命令の期間が6か月にされたということもこの項に含まれているかとの問いがありました。

これに対して、配偶者からの暴力防止法の関係で、保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化がされている。退去命令の期間は、原則2か月から、申立てにより6か月とする特例が今回新設されている。併せて、接近禁止命令等の期間についても6か月間から1年間に延ばされたという内容があるとのことでした。

次に、議第28号、令和5年度日野町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題として質疑に入りました。

委員より、農村下水が統合されて1年たったが、会計方式が変わって、やりにくい点や問題点はないかとの問いがありました。

これに対して、企業会計になり、発注や緊急の修繕工事はやりやすくなった。やりにくい点は特にないが、下水道集落排水の施設管理全般について老朽化が進んでいる。ポンプの傷みなどが重なっており、経年劣化が課題である。定期的に点検をし、日常の管理に努めることが非常に重要であり、会計年度職員を雇用し、施設管理、水質確認をしている。農業集落排水の処理場はシルバーさんに清掃をお願いするなどして対応しているとのことでした。

次に、議第35号、令和6年度日野町下水道事業会計予算についてを議題として質疑に入りました。

委員より、水洗化人口1万8,300人とあるが、農業集落排水の関係か。また、平均配水量が1日当たり6,100立米とあり、上水と計算の仕方が違うのに、よく似た数字になっているのはなぜか。また、ダイフクの下水管との接続がなされたが、これは上水の量ではなく、面積によって決めると聞いているが、どういうことかとの質問がありました。

これに対して、水洗化人口1万8,300人は農業集落排水に関わる配水人口4,100人に公共下水道接続1万4,200人を加えたものである。平均配水量については、日常生活で井戸水を使う場合もあり、申告いただく中で配水量を確認し、個人については、水道メーターや家庭の人数を確認しながら決めていき、企業は排水側の流量計で確認している。また、6,100立米というのはメーターの水量によるものではない。

ダイフクの下水道使用料は、ダイフク側に設置されている流量計の数値の報告で使用料を頂いている。面積でというのは受益者負担金のことであろうかと思う。また、ダイフクの配水量の実績は当初見込みの半分程度で推移しており、下水はずっと使い続けていただけるので、長期間で頂戴できるとの回答がありました。

別の委員から、雨水渠整備工事の起終点と物件移転補償費400万円の内容を伺うとの質問がありました。

これに対して、当局より、雨水排水事業は、現在、旧正川建設から慈眼院交差点あたりまでを進めている。この交差点を旧警部交番のほうに曲がり、今井町に入り、今井町、仕出町を過ぎて、県道土山蒲生近江八幡線交差点を少し超えたあたりまでの工事を想定している。補償費は、水路新設の支障となる電柱や上水道管を移設するためのものである。

また、別の委員から、今、町内には公共下水と農業集落排水の地域に分かれているが、将来的には公共下水に接続すると聞いている。メンテナンスしながら農業集落排水を続けるのと公共下水に接続するのと、どちらが得策か。また、公共下水に接続した後の農業集落排水処理施設はどうするのか伺いたい。

これに対して、昨年9月議会以降、9施設ある集落排水施設維持管理組合長会議で、令和27年頃を目指しているが、もう少し早めるべきだと考えているとお伝えした。長い目で見れば公共下水に接続するほうが安くなるが、具体的な検討が必要である。処理施設の再利用についての具体策は検討できる状況ではないとのことでした。

また、別の委員から、水を使う企業は排水が多いので、受益者負担をしてもらえ。工業団地の下水道の使用率を伺いたい。使用の推奨などはされているのかとの問いがありました。

これに対しては、当局より、企業への推進活動というのはなかなかできていない。理由は、公共下水の供用開始より先に工業団地ができて、それぞれの企業に処理施設がある。費用対効果で接続いただけていないのが実情である。今後、第二工業団地企業協議会の場などで推進活動に取り組んでいきたいとの回答でした。

ほかに質疑はなく、反対討論もなく採決に移り、議第15号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

町長挨拶を受けて、午前9時58分、委員会を閉会しました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 6番、野矢貴之君。

6番（野矢貴之君） それでは、令和6年日野町議会第2回3月定例会厚生常任委員会における委員長報告を行います。

去る令和6年3月14日の午後、委員会室にて委員会を開催いたしました。出席者は、厚生常任委員、全部で8人ですが、1人途中入室ということで、7人は初めから出席でスタートです。執行側は、町長、副町長をはじめ、総務政策主監、厚生主監、産業建設主監、また、住民課、上下水道課、長寿福祉課、福祉保健課、子ども支援課の各担当の皆様にご出席いただきました。

まず、14件の付託案件がありまして、順番に質疑を進めていきました。

議第16号、日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については質疑がありませんでした。

議第17号、日野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についても質疑はありませんでした。

議第18号、日野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例および日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についても質疑はありませんでした。

続きまして、議第19号、日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑としまして、新旧対照表の中で、第34条第3項に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとあるが、事業者がウェブサイトを持っていない場合はどうするのかという点について、ウェブサイトの掲載については、重要事項を書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲示を義務づけるものである。これは、経過措置があつて、令和7年3月末までとなっているということで、状況を見ながら事業者へは指導・助言していきたいという回答がありました。

ほかに質疑なく、次に、議第21号、日野町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行い、南比都佐地区についての影響はないのかというようなことについては、今回の料金改定には影響がないということを確認しました。

また、今回は工場等の口径の大きいものは対象外かということについて、今回の趣旨は一般家庭に配慮したものであり、工場等の口径25ミリ以上のものは改定しないというような回答でした。

また、水道料金の改定の条件として、5年後には、その時点の財政状況を見る中で、改定内容の再検討を行うとある。5年後の財政状況については、水道料金の引上げをしなければならないことがあり得るということを考えると、引上げをするときはどのような場合かという質問について、急激な人口減少が生じたときや大規模災害が発生したとき、また大規模な修繕が必要になったとき等は引き上げざるを得

ない。ただし、一般的にはそのようなことにはならないようにしていきたい。ただ、人口減少は必ず来ることから、そのときのバランスを見ながら、5年後には一旦見直しを要するということで、5年後においても、今回引き下げたものが継続できるような財政運営に努めていきたいという回答を頂きました。

ほかに、水道管の更新の基準としてはどうなっているのかということで、国庫補助は40年以上が基準となっている。また、管路更新計画に基づいて更新を行うというような回答でした。次に、総合的な見地に立っての回答としては、10年後においても万が一1年間収入がない場合でも持ちこたえる体力が必要ということを考慮した今回の引下げであるというような回答でした。

また、町内企業の配慮についてという質問があり、水道施設の更新については、日野町内のバルブ製造企業など、地元企業を配慮しつつ育成してほしいというような話と、もう1点は、町内の水道事業に関しての新規参入が非常にしにくいというようなところから、そのようなことにも配慮しながら、防災対策の見地から町内事業を育成してほしいというような意見がありました。

次に、議第22号、日野町上水道給水条例および日野町布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行い、本件は、厚生労働省から国土交通省へ所管替えがされるものであるが、申請方法や滋賀県の窓口は変更されるのかという質問につきまして、滋賀県は生活衛生課で対応いただいております、変更はない。ただし、国に関しましては国土交通省へ所管替えがされるということで、現在、水道事業に関しては補助率が4分の1、高くても3分の1であり、費用負担が高く耐震化が進みにくい状況である。これが、国土交通省がインフラを担当することによって、少し補助率についても期待をしていきたいというような回答を頂きました。

続きまして、議第24号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については質疑がありませんでした。

議第25号、令和5年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）については質疑がありませんでした。

議第26号、令和5年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についても質疑はありませんでした。

議第27号、令和5年度日野町水道事業会計補正予算（第2号）についても質疑はありませんでした。

議第30号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計予算の質疑については、マイナンバーカードは健康保険証利用されることとなるが、日野町はマイナンバーカードの普及が遅れている。町は普及についてどのように推進していくのかという点について、当局より、健康保険証利用等につき、必ず必要となることから、住民が困

らないように、今後はしっかり啓発強化していきたいというような話題が出ました。

続きまして、議第31号、令和6年度日野町介護保険特別会計予算の質疑につきましては、今後の介護保険について、日野町はどのような構想を持っているのかという点について質問があり、社会性を持ちながら共生していくことで健康に暮らせる人が増える。そのようなことで介護保険料の引上げを抑えていくということと、健康な人が増えると皆で支え合うことが可能になる、そのような点のやり取りを行いました。

次に、議第32号、令和6年度日野町後期高齢者医療特別会計予算については質疑がありませんでした。

次に、議第34号、令和6年度日野町水道事業会計予算についても質疑はありませんでした。

質疑はありませんでしたが、話題としましては、水道事業者を育てていきたいという話と、もう1点、南比都佐地区は甲賀市の水道であるが、日野町の水道とバイパスで接続して、断水等があった場合に融通し合うことはできないのかというような意見がありました。

これについては、電力の場合は、そのような緊急時は融通し合う仕組みができているというような話題提供もあり、水道事業については現状できていないが、そういった広域化の議論も深めていきたいというような回答がありました。

以上、全ての議案につきましの質疑が終わり、討論を行ったところ、討論はありませんでした。つきましては、一括で採決を行い、すべての議案に対して起立全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上14件の付託案件は終了し、引き続き意見交換を行いました。意見交換としては、厚生常任委員会では、今後、幸福度とまちづくりを研究テーマにして進めていきたいということが1点。また、もう1点は、国民健康保険や介護保険の仕組み等を厚生常任委員会では学びとして研修を進めていきたい、このようなところの意見交換を行い、3時19分に終了をいたしました。

以上、厚生常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） 令和6年第2回日野町議会定例会における予算特別委員会について報告いたします。

この委員会は3日間にわたって行いましたので、内容が非常に多くて時間はかかったわけですが、要点のみについて報告をさせていただきます。ちょっと時間がかかりますが、30分余りご容赦願いたいと思います。

去る3月11日午後2時半より、第1・第2委員会室におきまして予算特別委員会を開会しました。出席者は、議会側からは委員12名全員が出席し、議長はオブザー

バーとして出席いただきました。また、執行部側よりは、町長、副町長はじめ、関係する主監、課長、参事、専門員、課長補佐、主任の出席がありました。はじめに町長より挨拶を頂き、続いて議長より挨拶を頂きました。その後、審査を行うにあたっては、執行部側から説明を受け、質疑を行い、質疑終了後に討論、採決することについて異議がないか確認を行ったところ、異議なしとの声を頂きましたので、そのように進めることにしました。

まずはじめに、提案された2議案について、3日間にわたる審査の議事の進め方について説明を行い、お諮りしたところ、異議はありませんでしたので、そのように進めることにしました。

はじめに、議第23号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第8号）の審査について、第1条の歳入歳出予算の補正のうち、特定財源を除いた歳入と歳出に入り、第1款・議会費から第4款・衛生費まで、第9款・消防費、第12款・公債費およびこれらに伴う特定財源と第2条繰越明許費の補正および第3条地方債の補正のうち、該当する事業について、担当課長の説明を求めました。なお、時間の関係上、人件費や各事業の精算については省略していただくように、主な部分のみの説明をしていただくように申し出ました。

また、担当課長の説明の途中ではありましたが、午後2時45分に暫時休憩とし、13年目を迎える東日本大震災への哀悼の意を表するために、庁内放送に合わせて、午後2時46分より1分間、その場に起立し、黙禱を捧げました。

再開し、引き続き説明に移りました。説明が終わり、直ちに質疑に入りました。

委員より、健康診査事業については対象者が少なかったが、コロナ明けで受診者が増えると思ったが、減額補正になったのはなぜかとの質問に、福祉保健課長より、子宮頸がん検診と乳がん検診が少なかったこと、予防接種について、風しんクーポン事業の利用者が少なかったこと、そして、特に若い年齢層の受診が少ない傾向にあるとの答弁でございました。

次に、別の委員より、情報システム整備基金積立金を6,000万円、子育て未来基金積立金を5,300万円計上しているが、適正な額はいくらを想定しているかとの質問に、総務課専門員より、年にいくらという額が設定されているわけではないが、前者は電算機器全体の償却費やシステム改修費を目標額とし、それを割り戻した額を目安としており、後者も同様との答弁でした。

また、別の委員より、地方交付税に追加交付があったことで、当初に比べ3億円の補正がされているが、増加の要因は何か。また、老人クラブ活動補助の減額補正について、以前のクラブ数、現在のクラブ数などの状況を教えてほしいとの質問に、総務課専門員より、ここ数年、国全体の税收が好調で、配分される交付税も増額となっている。その反面、臨時財政対策債は減少している。今回計上した追加交付も

その差引き分を計上したということになるとのことでした。また、長寿福祉課長補佐より、老人クラブ全体の傾向について説明があり、年々会員数が減少していると。会員数が30名を超える適正老人クラブは、令和3年度は30クラブ、令和5年度は26クラブと減少しており、補助金は活用されていないものの、字単位で活動されているところもあるとの答弁でした。

また、別の委員より、自治ハウス事業で100万円分の申請がなかった理由は何か、また子育て未来基金積立金について、こども園を新たに造るのに数億円、小学校を建て直すとなると、1校当たり30億円から40億円必要となると思うが、本来、もっと積み立てる必要があるのではないかとの質問に、企画振興課長より、自治ハウス整備については、当初予算の編成にあたり、秋頃に自治会の要望をまとめていると。その時点では要望はなかったけども、その後、自治会からの要望があった場合に対応できるよう、1件分の改修補助を計上したものである。結果的には要望はなかったとのことでした。

子ども支援課長からは、子育て未来基金積立金について、令和3年度に幼稚園、保育園、こども園などの整備等に必要となる経費として試算した17億円の1割に当たる1億7,000万円を積み立て、今回も5,300万円を計上した。施設整備に係る費用については起債等を活用し、基金については、町独自の政策的な部分に活用していきたいとのことでした。総務課長からは、小学校の建て替えについては、施設整備資金積立金として5億6,000万円を計上しており、そちらの基金で対応するとの答弁でした。

また、別の委員より、障がい者グループホーム運営について、日数の増によるものということであったが、実際の利用人数は何人か。また、新型コロナウイルスワクチン予防接種での健康被害に係る扶助費の63万3,000円はどのような内容かとの質問に、福祉保険課長補佐より、重度障がいを対象としたグループホームが対象となるもので、町内の4つのグループホーム、町外の1つのグループホームが対象で、計12人が入所しているとのこと。

また、福祉保健課長より、新型コロナウイルスワクチン予防接種の健康被害については、アナフィラキシーショックの方が1人、頭痛、出血があった方が1人、血管迷走神経反射の方が1人、副反応の1つされている横紋筋融解症の方が1人の計4人とのことでした。

別の委員より、婚活支援事業について、3月に2つの事業を実施したと聞くが、どのような内容であったのか。また、どのような形で補助金の周知を行っているかとの問いに対して、企画振興課主任より、3月に行った2つの事業のうち、必佐公民館での事業については、男性15人程度、女性8人程度が参加されたと聞いている。南比都佐公民館での事業については、男性が11人、女性が8人参加され、両方合わ

せて7組のカップルが成立したとの答弁でありました。

議長からは、議会運営事業で15万9,000円の委託料の補正があるが、これは議事録に関する委託料であり、議員側も簡明に質問を行い、当局側も簡明な答弁に心がけてほしいとの意見、要望がありました。

16時15分になり、質疑を終了し、説明員交代のため休憩に入りました。16時30分に再開し、ここで、会議時間延長の宣言を行いました。その後、同じく補正予算の労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費および特定財源、繰越明許費補正、地方債補正の審査に入り、担当課の説明を受けました。

16時58分より質疑に入り、委員より、中学校教育振興事業の60万円の減額ということで、部活動の地域移行に対して、コーディネーターの配置よりも、まずは部活指導員の配置からという説明だったが、部活指導員の手当などはどうなっているか。また、現状として、どういった種目とどういった方が関わっているのかとの質問に対して、教育次長より、部活動の地域移行に向けてコーディネーターを配置する予定であったが、実態等を考慮し、部活指導員を配置した。報償費として、時給1,600円で、部活指導員は、美術部に1人、音楽部に1人、吹奏楽部に2人、陸上部に2人をお願いしているとの答弁でした。

別の委員より、水田農業推進事業対策事業として、もともと800万円ほどの予算が520万円ほど減額されたが、理由は何か。また、有害鳥獣駆除数において、頭数の減とすることで、鹿、イノシシなど、何の駆除数が減っているのか。また、河川愛護関係の予算が200万円の減額の理由は何かとの質問に対し、農林課主任より、1つ目は、日野町農業再生協議会への補助金において、国の交付決定額や県からの交付決定額が減額されたことによるもの。2点目の有害鳥獣駆除事業については、2月末時点で比較すると、ニホンジカは、昨年度の481頭に対して今年度は81頭減の400頭。イノシシは、昨年の94頭の実績に対して102頭。ニホンザルについては、昨年の38頭に対して現在28頭で、捕獲数が減っている。特に、ニホンジカの駆除数の減少が大きな要因と考えているとの答弁でした。また、建設計画課参事からは、河川愛護活動については、草刈りに関わるものと、川のしゅんせつに関わるものとのメニューが幾つかあり、今回、減額の対象となったのは川のしゅんせつに係るもので、当初の事業申請が取りやめられた地区が3地区あり、そのほかの精査も含め、約200万円の減額になったとの答弁でした。

また、別の委員より、土木費の繰越明許費の公園管理で、テニスコート整備について、スポーツ教室のテニス教室の活動への影響も含め、今後のスケジュールなどを教えてほしいとの質問に、建設計画課主任より、テニスコートの工事は、来年、テニスコートと照明の工事を一体的な工事として検討している。およそ6か月程度の工期が必要で、おおむね6月から12月頃までと考えている。テニス教室の活動と

の影響については、事前に所管する生涯学習課の方と調整を行っている。

また、生涯学習課課長補佐からは、テニスコートの工事については、スポーツ教室のテニス教室の指導者としてしっかり情報共有を行っていくとのことでした。また、教育長からは、スポーツ教室の体験会があり、そのとき、テニス教室の指導者と話をさせていただいたと。工事期間中はテニスコートが使えないため、スプレッドというスポンジボールを用いた室内でできるテニス競技を体育館の中で行うこととされていると。それともう1つ、中学校のテニスコートが、日曜日は空いている日があると思われるため、そこが使えたらよいが、ただ、硬式テニスであり、ハードコートでないと難しい面もあるため、今後は子どもたちの加入状況などを見据えながら調整を行っていききたいとの答弁でした。

また、別の委員より、農林水産業費の林業振興費の森の家の管理事業はどのようなものか。また、教育費の文化財保存事業の日野曳山祭保存継承事業補助金を先ほど説明いただいたが、どのような事業内容で、どうすれば申請できるのかとの問いに、農林課長補佐より、森の家管理事業の補正予算の内容については、毎月の電気代の不足分とスズメバチの巣の駆除に係る委託料の流用戻しを行うものとの説明。また、生涯学習課長からは、日野曳山祭保存継承事業補助金の内容について、曳山に関するのなら、幅広く補助金事業としてしていると。曳山修理等は別の補助金があるが、それ以外に関連するものであれば、補助対象かどうか協議して対応しているとの答弁でした。

また、別の委員より、土木費の道路維持費の中で道路メンテナンス補助事業があるが、繰越明許費補正では道路維持費ではなく道路橋梁費になっているのはどうしてか。また、道路新設改良事業の中の交通安全対策事業、通学道路緊急対策について、通学道路歩道整備が大きな目的となっているが、子どもが飛び出さないような柵を設置するのかどうか。また、車両対策のガードレールを設置するのかどうか。もう1点、車両と歩道との段差について、近年は、歩行者の事故防止のため、段差が低くなり、5センチ程度のものが増えているとのことであるが、こうした対策を検討されているのかとの質問に対して、建設計画課参事より、予算書では、第8款土木費があり、第2項道路橋梁費があり、第1目の道路維持費があり、道路メンテナンス補助事業があるということになっている。繰越明許費補正では、第8款土木費があり、第2項道路橋梁費までの表示となっている。橋梁メンテナンス事業自体は修繕がメインであり、道路橋梁費の道路維持管理に含まれているとの答弁でした。

2点目の小御門十禅師線整備工事の計画については、車道と歩道の間には歩車道境界ブロックを設置する計画であり、標準的な計画となっている。大型車両等の通行も予想されないことから、ガードパイプ等の設置はなく、標準的な対応での計画としている。また、段差については、車道と歩道を同じ高さで計画しており、おお

むね大きな段差はないような状況との答弁でした。

また、別の委員より、木造住宅耐震改修促進事業について、精算による減額と説明があったが、この事業の見積りはどういう形で見積もっているのか。また町営住宅建設整備基金積立金については国とどのような協議をされたのかとの質問に対し、建設計画課主任より、木造住宅耐震改修等事業費補助金については、国や県の補助金を活用している事業で、国や県の補助金の金額に基づき、7種類の事業を行っており、それぞれの国費、県費について設定している金額、大体1件について10万円となっており、木造住宅の耐震改修の調査を受けられた方で、耐震改修の事業をされる場合に交付する金額は50万円となっているとの答弁でした。

また、建設計画課長からは、町営住宅整備基金積立金についての国での調整結果というのは、平成5年度に譲渡した改良住宅の譲渡益は、基本的に改良住宅などの関係に使うということであった。基本の運用益である利子については、これまで町営住宅、改良住宅の修繕等に活用してきた。近年は、ほぼ町営住宅の修繕等に充当している状況であり、今後、利子については、基本的には積み立てていくことになる。それと、これまでの町営住宅の整備に基金を充当してきたが、譲渡益は改良住宅管理要綱にある用途に限定されるということで、国と調整をしている運用益である利子については、このことも踏まえて積み立てていくこととし、今回予算計上しているとの答弁でした。

別の委員より、農業振興費の全般に関して、今回の補正予算で1,000万円の減額があるが、本来なら、日野町においてはもっと農業振興に力を注ぐべきであり、逆に増額するぐらいの勢いを持ってもらいたいとの意見が出されました。また、土木費の河川管理の河川愛護事業で川ざらいの話があったが、1回でできる距離を50メートル程度と聞いている。計画的に、1度に広い範囲を整備するような方法はないのか。また、教育費について、パソコンが大量に壊れたという話をほかで聞いたことがあるが、GIGAスクールなどの整備を行っている中で、日野町でもそういう状況は発生しているのかとの質問に対して、建設計画課参事より、この事業自体は、県から委託金をもらって、町から集落の方に委託契約をしている形であり、町が集落と契約する金額が50万円という縛りがある。その範囲の中で仕事をしてもらおうとおおむね50メートル程度の施工となる。土の堆積があまりにも多くある場合などは県と協議し、対応した経過などもあるため、状況に合わせて判断するものであるとの答弁でした。

また、学校教育課主任より、小中学校のパソコンの修理対応については教育振興費で予算計上しており、12月補正予算にて、小学校で27台分、中学校で10台分の費用を計上している。その範囲内で修理対応をしているとの答弁でした。

17時59分、ここで質疑を終了し、18時に1日目の委員会を散会といたしました。

続いて、2日目でございます。3月12日13時56分開会で、まず最初に杉浦議長より発言があり、昨日の補正予算の繰越明許費用は、ぱっと見て分かりにくく、説明で分かるようにされたい。また、答弁については、主監級が確認するなどして答弁漏れがないように注意されたいとの意見が述べられました。

その後、令和6年度日野町一般会計予算の歳入で、議会費、総務費およびこれに伴う特定財源、消防費、公債費、予備費およびこれに伴う特定財源の審査に入り、14時2分より質疑を行いました。

委員より、町税について、令和5年度当初予算は36億1,747万円だが、令和6年度当初予算は34億9,602万1,000円と減収となっている。定額減税による補填を差し引いても2,400万円の減収見込みで、今後、町税が大きく増えていくことは考えにくい。地方交付税などはあるが、義務的経費などにより、子育てや新規事業、町独自の施策を行う上で必要な財源の確保について不安がある。そんな中で、ふるさと納税は使途が自由な財源であり、町は力を入れて取り組むと聞いている。竜王町では、簡易にふるさと納税ができるよう、三井アウトレットパーク滋賀竜王にふるさと納税自動販売機を設置している。町でも、ふるさと納税の返礼品の物品提供の募集をしているが、ほかに何か考えはあるのかとの質問に対して、総務課長より、町税は、今年度、大きく減額となり、今年度の税収では定額減税の影響は大きい。また、法人税の落ち込みが影響しているとのことで、竜王町のふるさと納税自動販売機のような工夫により、ふるさと納税が増額となると考えられるため、商工観光課を中心に、広告やPRの仕方など、ふるさと納税に賛同していただける方の拡大に向けて庁内で協議をしているところであり、今後、庁内で研究を進めたいとの答弁でした。

また、別の委員より、町たばこ税の歳入が令和5年度より1,000万円の増額見込みとなっている理由は何かとの質問に、税務課長より、町たばこ税の令和4年度の決算は1億4,000万円程度であった。令和5年度の毎月の調定状況において、前年度よりも本数も伸びてきている、その状況が今後も続く見込みであることから、令和6年度について、令和5年度から1,000万円増額の歳入を見込んでいるとの答弁でした。

また、地方贈与税の森林課税贈与税およびゴルフ場利用税交付金についても質問があり、それぞれ担当課より答弁がなされました。

以上で質疑が終わり、続いて、令和6年度予算のデジタル田園都市国家構想交付金事業に係る資料配付と説明が企画振興課主任より行われました。説明が終わり、質疑を再開いたしました。

委員より、令和6年度当初予算案の概要の性質別において、何点か質問がありました。公用車の管理に関する質問、婚活支援事業補助金および結婚新生活支援事業

補助金に関する質問に対して、総務課課長補佐より、令和6年度当初予算の公用車管理事業は、公用車の更新として軽自動車5台の購入を計上していると。町における公用車更新は、普通車の場合は15年で20万キロメートル、軽自動車の場合は10年以上で15万キロメートルを基準としている。また、平成20年に購入した軽自動車5台が10年以上経過し、更新時期となり、車両としても限界になっているため、購入を考えている。今後も、基準により計画的に購入を進めていきたいと考えているとの答弁でした。

また、企画振興課長からは、日野町結婚新生活支援事業補助金について、従来は7つの公民館地区で事業実施をしていただくため、1地区10万円として70万円を計上していたが、令和5年度の実績が2地区であったことから、令和5年度の実績が2地区と、あと1地区に事業を実施していただきたいと考えて30万円を計上したとのことです。補助の回数は、各団体について、年に1回限り、地域少子化対策重点推進交付金においても同様なメニューがある中で、結婚新生活支援補助金を選択し、取り組む理由は、議員から導入について意見を頂いていたことと、AIのマッチングシステムを活用する地域結婚支援重点推進事業を滋賀県で立ち上げた、しが結という団体で取り組んでおり、当町もこれに参画しているため、町の単独では取り組まないこと。結婚支援コンシェルジュの事業も滋賀県で取り組む事業のため、町では活用しないので、町としては、結婚新生活支援事業補助金を予算計上させていただいたものとの説明がありました。

また、別の委員より、令和6年度当初予算案の概要にある第6次総合計画の5つの政策の柱の暮らしを支える仕事づくりの事業について、ほか4つの政策の柱に比べ、新鮮味に乏しく、新規事業も町民全体に広く行き渡るような事業が少ないように感じられるとの質問に対して、総務課専門員より、予算編成にあたり、政策の柱、暮らしを支える仕事づくりの事業についても、予算担当や管理職などに現状の行政課題や事業の必要性、予算だけではなく、体制や各所属の状況も含め、議論を精いっぱい尽くさせていただいたつもりであるとの答弁でございました。

また、別の委員からは、戸籍住民基本台帳事業に関連して、マイナンバーカードの取得率が日野町は滋賀県で最低と聞いた。保険証や確定申告など、マイナンバーの活用はどんどん進む中で、課題や、今後どのような取得向上に取り組むのかとの質問に、住民課長より、令和5年度のマイナンバーカード交付事業は、平日の時間外や土日の受付、イベント等の出張受付を実施してきたが、当町の交付率は令和6年1月末現在で70.5パーセントとなっており、県内市町でも最も低い率となっている。県内市町で交付率が最も高いのは米原市で88.6パーセント、全国比では、全国で73.1パーセント、町村比で74パーセントとなっている。保険証は、令和6年12月2日に紙ベースの保険証が廃止される。保険証に代わる機能として資格確認書の

発行もあるが、マイナンバーカードの取得率を上げていく必要があると考えている。マイナンバーカードを利用することで、住民票や印鑑登録証明書、税務証明書などのコンビニ交付も、令和元年度では337通から令和5年1月現在では2,515通に増えているとの答弁でした。

そのほかにも、チョイソコひのや近江鉄道の下り分離、交通税、そして国際交流に係る多文化共生などについて、複数の委員から質問があり、それぞれの質問に担当課より答弁がなされました。

特に、多文化共生に関しては町長より発言があり、国際交流のみならず、多文化共生は非常に重要であると考えているとのこと、町民には、現在900人ぐらいの外国籍の方がおられ、ベトナムの方が非常に多く含まれている。韓国の恩山面のような歴史的なつながりや、前回の国体のときに日野町に来られた縁があるエンブ市と交流をしているが、これからの時代、多文化共生の観点からも、留学等、積極的な交流の在り方も非常に大事だと思うので、しっかりと研究、検討していければと思うと述べられました。

そのほかにも、委員より、バス等運行事業の車両購入等補助金について質問がなされ、交通環境政策課参事より現状を踏まえた答弁がなされ、続いて、消防費、公債費、予備費について質疑に入りました。

ここで、説明員交代のために休憩を挟み、16時5分より質疑を再開し、民生費、衛生費およびこれに伴う特定財源、引き続き、ここで労働費、商工費についても審査を行いました。

委員より、予算書にある介護保険特別会計繰出金、取り組む主な事業にある高齢者施設でのボランティア、また認知症予防・介護予防教室の補助スタッフなどのボランティア活動を対象としたポイント事業の実施であるが、内容について詳細な説明を求められ、ほかにも障がい者外出支援助成事業の予算について質問がなされました。

これについて、長寿福祉課主任よりボランティアポイント事業について説明があり、また、福祉保健課課長補佐ほか関係担当者より、障がい者外出支援事業助成事業について答弁がなされました。

また、別の委員より、児童福祉事務事業に関し、新しく保育士等、奨学金返済事業補助金についておよび児童虐待防止対策事業に係る子育て応援フードドライブ実行委員会運営補助金について質問があり、子ども支援課参事ほか関係担当者より具体的な答弁がなされました。

また、さらに、児童虐待防止に関して、虐待件数について質問がなされ、当局より、増加傾向にあるとの答弁がありました。

また、別の委員より、在宅高齢者福祉推進支援事業に関し、介護人材確保対策事

業補助金、介護職員初任者研修資格取得事業補助金、小規模保育について説明を求められ、長寿福祉課課長補佐および子ども支援課課長より、令和6年度以降についての現時点での考え方について答弁がなされました。

16時50分、会議時間延長の宣言を行い、審査を続けました。

委員より、重層的支援体制整備事業について、町環境基本計画の現状について、また、ごみ収集事業に関しては、リチウムイオン電池による火災発生案件について質問があり、地域共生担当課長および交通環境政策課参事ならびに交通環境政策課専門員より答弁が行われました。

また、別の委員より、保育所、認定こども園の園費についておよび虐待防止対策事業について質問があり、こども支援課参事ならびにこども支援課長より答弁が行われました。具体的な内容については、報告ではちょっと省略させていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。

以上、17時22分になり、質疑を終了し、2日目の委員会を散会といたしました。

続いて、予算特別委員会の3日目になりますが、8時56分に開会し、令和6年度日野町一般会計予算の農林水産業費、土木費およびこれに伴う特定財源、債務負担行為、地方債について審査を行うため、早速質疑に入りました。

委員より、道路占用料について、どのように見積りされているか、交通安全対策事業、特にこれは通学路の緊急対策についてですけども、町道小御門十禅師線歩道新設工事期間中の通学バス対応、近隣住民への影響について説明を求められ、建設計画課参事より、道路占用料は、道路敷地を営利目的で使用されている占有物に対して年単位で占用料を徴収するもので、おおむね8割が関西電力およびN T Tの電柱ということで、町道小御門十禅師線歩道新設工事は来年度の秋以降に工事を予定しているが、工事期間中は通学バスの必佐小学校への乗り入れができなくなるため、教育委員会と対応を協議中であると。また、近隣地区の対応については、小御門地区は用地交渉時に説明済みであり、出雲の里、大平の里は、工事日程が決まったら代表者に説明を行う予定であるとの答弁でした。

委員より、木造住宅耐震改修促進事業について、令和6年度の委託をどのようにされるのか、また、デジタル田園都市国家構想交付金事業のうち、就農体験ツアーについて、事業内容と、町の農業にどのような効果があるのかとの質問に対し、建設計画課主任より、木造住宅耐震改修促進事業について、耐震診断員の派遣と補強案を作成試算するための委託で、令和5年度は3件申込みがあり、令和6年度も3件を想定しているということで、広報やホームページで周知をしていくとの答弁でした。

また、農林課主任より、就農体験ツアーは町外の就農希望者を対象に、町の食と農業の魅力を伝え、町内農家で体験いただく内容となっており、令和4年度から取

り組んでいる。令和4年度は日帰りツアーを1回開催し、8名参加、令和5年度は日帰りツアーを1回で8名参加、1泊2日のツアーは2回開催、8名と7名の参加を頂いたとのこと。また、農業の担い手不足が課題となっており、町外から就農に来ていただくことで担い手確保につながればと考えているとの答弁でした。

別の委員より、みどりの食料システム戦略推進事業について、令和6年度は準備段階との受け止めでよいのか。また、事業が本格的になった場合、どんな内容を考えているのかとの質問に、農林課主任より、現在の農業は化学肥料を海外からの輸入に依存しているが、今後、輸入が困難になると、農業生産全体に影響が出ると予測しており、農業生産の継続と農業所得向上のため、国として、有機肥料を使ったオーガニック農業を進めていく流れがある。そのため、住民の方にオーガニック農業に関する意識を醸成していく必要がある。具体的な事業としては、令和5年度から必佐小学校の学校給食でオーガニック米の提供を試験的に実施しており、令和6年度は調達に係る費用を本事業で賄う。また、有機米のサンプルの配付とアンケート調査を予定しているとの答弁でした。

別の委員より、農業委員会運営事業と関連して、担い手育成対策事業について、先日、農業委員会と議会との懇談会で様々な意見を頂戴した。中でも、担い手不足について、今後どう対策を講じるか、また、グリム冒険の森の管理運営事業について、平成8年度から、地元地権者から土地を借用した土地に施設整備し、地元住民で構成される団体により管理運営が行われてきたが、集落の高齢化が進む中で、今後の管理運営をどうしていくかとの質問に、農林課主任より、担い手対策のこれまでの取組として、大規模農家が離農されたときには、その方が耕作されていた農地の地権者を中心に話し合いを行う中で新たな耕作者が見つかり、解決した事例がある。ケースごとに対応していきたいとの答弁でした。また、国のほうでは、大規模農家を対象とした支援策は用意されているが、小規模農家については、農業関係人口が減少すると農業用施設の維持管理が困難になることから、支援策について研究していきたいとの答弁でした。

また、農林課長補佐からは、グリム冒険の森は、現在、地元住民の方で構成される熊野企業組合を指定管理者として、借地の賃貸借契約が満了となる令和7年度まで運営をお願いしている。令和8年度以降については、借地地権者に対し意識調査を行ったところ、契約更新について了解を頂いたことから、引き続き賃貸借契約を行う方向であるとの答弁でございました。

また、同委員より、担い手の問題は、農業だけでなく少子化問題も関わってくる。1つ1つ丁寧な取組をお願いするということで、グリム冒険の森は間もなく30年となるが、町で継続して管理を頂きたいとの要望を述べられた。

また、別の委員より、特産農産物振興事業について、茶、日野菜、野菜、それぞ

れどんな支援事業をされているか。環境保全型農業直接支援対策事業について、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動とはどのような活動を指すのか。また、町道西大路鎌掛線道路改良工事などについて、さらに、都市計画総務事務事業で日野町空家等除却事業補助金が計上されているが、要綱の内容を教えてください。また、公園管理運営事業については、大谷公園野球場を改修いただいても、利用者から、グラウンドがやわらかくて、国スポに対応できるのか心配の声があり、専門家に確認されるのか、また外野フェンスに黄色のラインを引く予定がされているのかとの質問に対し、農林課主任からは、特産農産物振興事業のうち、日野菜に関しては、学校給食に提供される日野菜漬けなどの購入が主となっている。そのほかの日野菜振興についてはデジタル田園都市国家構想交付金事業で取り組む予定で、茶の振興については、北山茶生産組合に対して補助を行っている。野菜の生産振興については、日野菜の場合は補助率が2分の1、そのほかの作物については補助率が3分の1、機械などの補助も行う予定であるとのこと。環境保全型農業直接支援対策事業については、令和5年度は約460ヘクタールの農地について、7つの農業者団体、延べ250名の農家で取組を頂いているとの答弁でした。

また、建設計画課参事より、西大路鎌掛線改良工事における現在の計画では、道路の最大傾斜が5パーセントとなっていると。道路構造令による規格の範囲では6パーセントまで可能となっているので、規格の範囲内で対応したいと考えている。

なお、そのほかの各質問に対しては各担当課長が答弁されましたが、時間の関係もありまして、報告は省略させていただきます。

次に、別の委員より、農業委員会運営事業について、地域内でも農業委員が前面に出て農地利用最適化推進委員の活動が見えてこない。どのような活動をされているのか。そのほか、農家民泊について、また石子山トンネルの改修について、工事費の総額と完成時期について、また猟区管理事業について質問があり、農林課主任からは、農地利用最適化推進委員は町内に20名おられ、それぞれ農地パトロールや総会活動をしていただいていると述べられ、また、農地利用最適化推進委員にも順番に2名ずつ農地パトロールと総会に出席していただいているとの答弁でした。

また、商工観光課長からは、一般社団法人近江日野交流ネットワークによる民泊の受入れについて、令和4年はコロナ禍のため、日帰りのみの対応で145名、令和5年度は民泊受入れを再開し、676名を受け入れた。令和6年度は約900名を受け入れる予定であり、徐々に回復の状況であるとの答弁でした。

また、農林課課長補佐からは、日野東部地区広域農道石子山トンネルの改修について、照明のLED化を行うものとの答弁でした。なお、そのほか、猟区等については、時間の関係で報告は省略させていただきます。

また、別の委員より、有害鳥獣駆除について、狩猟期間中と有害捕獲期間とで箱

わな捕獲の単価について、県内の森林組合が合併する予定なので、合併したら経費を下げられるのではないかと質問に、農林課主任より、有害鳥獣駆除について、銃器捕獲か、わな捕獲かによる単価の違いは設けているが、狩猟期間か否かによる単価の違いはないとの答弁でした。また、農林課課長補佐より、滋賀中央森林組合については、6月に県内6つの森林組合が合併を予定されているが、当面は今の体制を継承するとのことで、また、同委員からは、森林組合の合併によって人員が減らされ、サービス低下にならないよう農林課からも指導をお願いしたいと要望が述べられました。

10時39分で質疑を終了し、説明員交代のため休憩に入りました。10時50分、質疑を再開しました。

教育費および特定財源、債務負担行為の審査に入りました。

委員より、教育施設整備資金積立基金積立金に関して、幼保の再編の話は進んでいるが、小学校はいつ頃から話を始めるのか、計画やイメージがあれば教えてほしい。また、中学校教育振興費の部活指導員について、先生の働き方改革につながる認識の下、どれぐらい負担軽減になるのか。また、訪問型家庭支援事業について、訪問型家庭支援員が不登校の対応などで不足し、苦勞されていると思うが、現状と実際はどのような目的になっているのか。また、中央公民館運営事業の公民館大会についておよびスポーツ振興事業について、スケートボードの整備はどうなっているのか、当面の計画などがあれば教えてほしいとの質問に、教育次長より、小学校は昭和50年代から平成のはじめにかけて建築され、老朽化が進んでいる。特に、必佐小学校が建築から45年経過して老朽化が目立つ。昨年7月25日に総合教育会議を必佐小学校で行い、教育委員会の委員に現状を確認いただいた。以降、学校整備について協議し、一定の方向性を確認した。また、校舎の構造的な課題から、長寿命化による改修よりも、財源を含め、改築の実現の可能性を検討すべきとの意見があるとのこと。また、学校教育課主席参事からは、まず中学校の部活指導員について、様々な部分で支援があり、先生の負担の軽減につながっているとのことで、具体的な事例が示されましたが、ここでは省略させていただきます。

また、生涯学習課課長補佐より、家庭教育支援事業の目的について、子育てなど、家庭教育の在り方を見詰め直していただくために、多くの保護者に働きかけ、家庭教育について考える機会を提供するとともに、家庭の教育力の再生を図ることを目指して、マイナス1歳からの子育て講座や親子プレステなど、様々な学習会を開催している。また、不登校に悩みのある保護者を対象に、町が委嘱した訪問型家庭教育支援員が訪問でアウトリーチ型の支援を行い、家庭教育に関する様々な課題の改善に努めているなどの報告がありました。

また、生涯学習課長からは、スケートボードについては署名活動も頂くなど、多

くの要望があり、大谷公園や、あるいはわたむきホール虹などはどうかと考えている。また、スポーツとして整備するのか、あるいは居場所として整備するのか、また料金をどうするのかなど、今後、議論が必要と考えているとの答弁でありました。

また、同委員より教育施設整備資金について質問があり、教育次長より、学校教育施設整備の議論の中で、小学校の児童数の推移や将来人口推移、各年齢別の児童数の資料を出して、その中で、教育委員からは、小学校の児童数の将来予測から複式学級になる場合も考えられ、小規模校については大変厳しい状況が見込まれると意見を頂いているとのことで、人口の推移を見ながら検討していきたいとのことでした。

また、これに関して、町長からは、幼保の持つ意味と小学校の持つ意味は別のものであると考える。小学校は学校教育の場であると同時に、社会教育の拠点であると認識している。また、例えばプールなどをどうするかはセットで議論していく必要があると個人的には思うが、小学校の統廃合は一切考えていないとの答弁でした。

また、別の委員からは、小学校教育振興事業の新規事業である地域教育用副読本の「わたしたちの日野」について、何点か質問があり、学校教育課主席参事より、「わたしたちの日野」については社会科の教科書の副読本であり、小学校3年生から6年生を対象に作成しているとの説明がありました。

また、別の委員からは、奨学金返還支援事業の補助金60万円について、足りないのではないかと質問に、学校教育課主任より、奨学金返還支援事業について、今年度の申請は1人ある。最終実績の報告がまだであり、金額ははっきりしない。この答弁に対して、同委員より、奨学金返還支援事業の利用者が1人だったということだが、せっかくの制度が幅広く使ってもらえるよう宣伝をお願いしたいと要望がありました。

別の委員より、フリースクールについて、スタッフの人件費もかなり運営が大変だということを聞いているが、町でも運営費補助ができないかとの質問に、不登校対応担当課長より、フリースクールの助成について、県内の自治体が補助されていることは把握している。ただ、憲法第89条の関係もあり、問題がないのかと考えている。フリースクールの運営が大変である話は確認し、把握しているが、町として、そこに助成することが、憲法の関係がはっきりしていないため、今後、他市町の状況を見ながら研究していきたいとの答弁でした。

ほかに、委員より、日野町文化財保存活用地域計画について、また、日野町少年少女カルチャー教室について、また文化振興事業の中で、わたむきホール虹のオストメイトトイレの改修工事について、また、不登校児童についてなど、何点も質問がなされ、関係課の担当者よりそれぞれ答弁がありましたが、時間の関係上、報告は省略させていただきます。

なお、これらの質問と答弁を踏まえて教育長より発言がありまして、社会教育団体について、感想ではあるがと前置きをされて、今、地域にいかに関わっていくかが本当に重要な課題だと思う。元気な地域には元気な学校がある。元気な学校が元気な地域をつくっているという思いもある。そういう意味で、コミュニティースクールの取組を始めてもらったことも少子化対策の取組になってくるのではと思う。そうした中で、現在、社会教育の在り方が問われている時期だと思っているが、先ほど社会教育団体の育成の話もあったが、社会教育の今後の方向性も含め、どの団体にどのような支援を行うかなどについては熟議をした中で検討していくことになると考えているとの発言でございました。

この発言をもちまして、以上をもって、12時36分、質疑を終了いたしました。

続いて討論に入り、討論はなく、採決を行いました。議第23号および議第29号（令和5年度日野町一般会計補正予算（第8号）ほか1件）については、別に反対討論がないので一括採決したいと思うが異議はないか尋ねたところ、多くの委員より異議なしとのことでしたので、各案について、町長提案どおり可決することに賛成の委員の起立を求めたところ、全員起立でありました。よって、議第23号および議第29号（令和5年度日野町一般会計補正予算（第8号）ほか1件）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

12時37分、町長挨拶の後、12時38分、3日間にわたる予算特別委員会を閉会いたしました。

以上によって、予算特別委員会の委員長報告を終わりといたします。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分から再開いたします。

－休憩 10時57分－

－再開 11時10分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、諸般の報告を行います。

議会広報常任委員長 8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） それでは、令和6年第2回日野町議会定例会における議会広報常任委員会について報告いたします。

去る3月4日午前9時より、委員会室において議会広報常任委員会を開会しました。出席委員は7名全員で、オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。事務局からは、吉澤局長と藤澤広報担当職員に出席を頂きました。委員長挨拶、そして議長挨拶の後、3月定例会の報告として、議会だより第27号の発行と掲載記事の内容について協議をいたしました。なお、議長におかれましては、公務のため、議長挨拶の後、退席されました。

今回も、全24ページを使って記事を掲載することとなりました。

まず、表紙のカラー写真について意見を求めたところ、委員より、意見として、時節柄、各小学校の入学式について、新入1年生を対象とした入学式の様子を写真として掲載してはどうかと提案があり、協議の結果、町内5つの小学校の入学式について、複数枚の写真を載せて表紙を飾ることとなりました。

2ページと3ページについては予算特別委員会の報告を簡略化して掲載し、4ページから6ページまでは各委員長の委員長報告を掲載することになりました。

7ページから19ページまでは、各議員の一般質問と答弁について、要点を絞って、1人1ページとして掲載することにしました。

次に、21ページと22ページについては、臨時議会ならびに3月定例会に提案された議案とその結果について、見開きの2ページにしてまとめて掲載することとし、23ページについては、議員派遣の一覧として、議員の動きを掲載することにしました。

最後に、裏表紙にあたる24ページですけれども、議員の動きの中から、議員として参加した事業の中から3点に絞って、写真も含めて掲載することといたしました。

これら各記事について担当委員を決めるとともに、第27号の発行日は令和6年5月15日とすることで確認をしました。

最後に、議会広報常任委員会は議会閉会後も継続開催することについて、全委員の承認を頂き、次回の委員会は3月28日午前9時からと決まりました。また、委員会の報告は、委員長の責任において行うことについて異議なしとの承認を得まして、委員長挨拶の後、午前10時29分に委員会を閉会しました。

以上、令和6年第2回定例会における議会広報常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、空家対策特別委員長 10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、令和6年第2回定例会における空家対策特別委員会についての委員長報告をさせていただきます。

同委員会は、令和6年3月15日午後1時55分より、第1・第2委員会室にて開催いたしました。議会側の出席者は、委員長の私後藤、副委員長の川東委員を含む委員全員と、オブザーバーである杉浦議長、また事務局からは、吉澤議会事務局長、執行側からは、堀江町長、安田副町長、河野総務政策主監、福本産業建設主監、正木総務課長、小島企画振興課長、嶋村建設計画課長ほか、関係各課の担当職員が出席いたしました。委員長、町長、議長の挨拶の後、本会議の調査研究事項である令和6年度における日野町の空家対策指針および管理不全の空家に対する緊急安全措置条例（仮称）の制定についての2項目についての協議に移りました。

まず、1項目めの令和6年度における日野町の空家対策指針について、建設計画

課より、危険空家対応と空家バンクについて、それぞれ分けて説明がございました。

危険空家対応については、令和6年度は空家全数と、その実態調査の実施を行うこと、危険空家に対する適正な管理を促す通知を行うこと、新たに特定空家および危険空家に対する空家等除却支援事業補助金制度を創設すること、また、新たに除却促進セミナーを実施することについてとの報告を受けました。

また、令和5年度の空家全数調査については、日野町全体で、令和元年度調査時の557軒と比して34軒多い591軒の空家があり、そのうち日野地区は202軒で町内全数の34.1パーセント、東桜谷地区は60軒で町内全数の10.2パーセント、西桜谷地区は51軒で町内全体の8.6パーセント、西大路地区は67軒で町内全体の11.3パーセント、鎌掛地区は27軒で町内全体の4.6パーセント、南比都佐地区は31軒で町内全体の5.3パーセント、必佐地区は153軒で町内全体の25.8パーセントとのことでした。令和元年度の調査と比較し、日野地区が9軒減少、鎌掛地区が同数であった以外は、そのほかの全地区において増加している状況とのことでした。令和6年度の各区長さんには現状の報告を行った上で新たな状況の報告をお願いするとのこと、また、今年度は空家の適正管理を促す通知に対し、3軒が解体に応じていただけたとのことでした。

令和6年度より新たに創設予定の日野町空家等除却支援事業補助金については、特定空家等、また一定の要件を満たす危険空家等に対して80万円を補助金限度額とし、そのうち5分の2を国からの補助、5分の2を町からの補助とすること、このうち町補助分については、そのうちの5分の1について、県単独補助事業があるとのことでした。令和6年度については、特定空家、危険空家それぞれ1軒を予定しているとのこと。また、令和6年度より新たに実施する除却促進セミナーについては、専門業者に委託した上での実施とのことでした。

次に、空き家バンクについては、現在、利用希望者が100件登録されているが、これに対し、物件の登録が2件しかないこと、担当職員を令和6年度から現行の1名から、建築士と宅地宅建資格所持の会計年度任用職員を1名増員し、2名体制にすること、全町区長会での情報提供を依頼すること、広報での案内、出前講座を実施すること、固定資産税情報を基にした空き家所有者への働きかけを行うこと、空き家実態調査に基づく活用可能物件所有者への働きかけを行うことについての報告と説明がありました。

建設計画課からの説明を受け、各委員において自由討議に入りました。

委員より、空家は地域的に立地が集中しているのか、または、ばらついているのか。また、特定空家認定までの流れについて。また、特定空家に対する措置について。また、新設予定の日野町空家等除却支援事業補助金について。また、日野町空家等対策推進協議会について。また、新年度からの相続登記義務について。また、

空家等対策の推進に関する特別措置法による行政代執行について。また、以前の調査にて空家に家財などが放置されていることが空家活用の阻害要因となっていることが挙げられていたが、その後、対策はできているのかなどについての意見があり、執行側の説明を受けながら、これらについて協議をいたしました。

続いて、2項目めの管理不全の空き家に対する緊急安全措置条例（仮称）の制定についてを議題として協議を行いました。

これは、台風や災害時において、管理不全の建築物などが近隣住宅や施設、道路などに対して、倒壊や損壊による被害を及ぼす可能性がある場合であっても、現行法のいわゆる緊急安全措置は空家法には盛り込まれていないため、新たに日野町として、管理不全の空き家に対する緊急安全措置条例（仮称）を制定しようというもので、協議の結果、近江八幡市、高島市などの先進事例を参考に、当町においても条例制定を目指し、6月定例会までに委員長が中心となり、草案を作成することといたしました。

以上で本委員会における調査研究事項は全て終了し、町長より挨拶を頂いた後、午後3時50分に空家対策特別委員会を閉会いたしました。

以上が、令和6年第2回定例会における空家対策特別委員会の委員長報告でございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 次に、議会改革特別委員長 6番、野矢貴之君。

6番（野矢貴之君） それでは、令和6年日野町議会第2回定例会における議会改革特別委員会の委員長報告をいたします。

日時は、去る令和6年3月18日午後、委員会室にて開催いたしました。出席者は委員全員であります。オブザーバーとして議長に参加いただいております。執行側の参加はなしということになっております。

まず、議会改革は、議会力向上のため前進していくということをテーマに行っており、去る12月定例会において、さらに加速して前進させるためにプロジェクトチームを結成し進めていくということで、4つのプロジェクトチームをつくりました。その報告を行っていただきながら情報を共有し、調整していくというような進め方で、今回の議会改革特別委員会は行っております。

まず1つ目のプロジェクトチームからの報告としまして、ICTチーム、いわゆるデジタルを活用して業務の効率化と働き方改革につなげるというようなことを目的としてICTチームを結成しております。

ICTチームからの報告としましては、休会中にSideBooksという業者からタブレットのレクを受けました。そのようなこともありまして、その進捗報告をしていただいております。まず、総務課の財政担当とも相談しながら進めているということで、時期的には令和6年度の9月の補正で、早ければタブレットの導入

をできないかというような進め方をしていただいているということです。

タブレットを導入することによってどのような効果があるかということも改めて情報共有をしました。まず、資料の情報の行き来が早くなることが1番の大きなメリットであり、また議員活動が活性化すると。そして、いつでもどこでも正確な情報を出せることによって、住民さんとの意見交換や情報共有が素早くできる。また、働き方改革として、資料の作り方や修正等もタイムラグなくすぐにできると。そして、過去の全ての資料を蓄積し、またそれを単語で検索することによって議員の調査研究がはかどり、また、それが住民還元につながっていくというようなところの共有を改めてしました。そして、さらに、そういったタブレットによって災害対応、迅速な対応にも努めることができるというようなことを共有しました。

ここでの意見としては、なじめない議員さんがいた場合どうするかということですが、これは、業者とのサポートによって行っていくというような方向で考えています。そして、行政との調整はどのように進めていくのかということですが、こちらは、まず議会、議員の機能向上ということをメインに考えておりまして、議員と事務局の15台のタブレットのリースをしていくことによって、これは実用度を考えまして、議会のほうはタブレットのリースをしていく。ただ、Side Booksのサービスを使う場合、アカウントが最低50アカウントからとなっていることから、行政側も機能共有をしていけるということですので、その辺りは行政側と調整を進めながら行っていくということです。次回には、予算やプランのことを詳しく検討して協議をしていくというようなことでプロジェクトチーム、ICTチームの報告を受けました。

次に、通年議会プロジェクトチームからの報告を受けました。

通年議会は、迅速な議会の対応ができることによって、すぐに議会が開ける、また慎重審議ができる、そういうような体制整備をするということが目的で通年議会プロジェクトチームがあります。

こちらからの報告としては、今までの調査結果を共有し、また、他市町の導入状況についても確認をしたということを受けました。次回までには、こういった通年議会をしていくことによるメリット・デメリット等を共有しながら、また、行政側も一緒に調査研究を進めていくということを報告いただいております。時期としては、2年の間には、この通年議会のほうの結論を出していきたいというようなことで進めています。

また次に、待遇改善プロジェクトチームからの報告も頂きました。

待遇改善プロジェクトチームは、成り手不足と若者の議会参加を進めることを目的とし、議員活動と暮らしを両立するということができる議会を目指しています。こちらは、全国町村議会議長会からの報告資料、議員報酬、政務活動費の充実に向

けた論点と手引を中心に調査研究を進めていただいております、さらに調査研究を進めていく上では、先進地への視察も含め、日野町の類似規模での調査を進めていくということで、次の町議選の前にはこの辺りの条件整備を進めたいというようなことで進めております。

次に、広報広聴プロジェクトチームからの報告ですが、広報広聴プロジェクトチームは、住民の意見を行政または施策に反映しやすくすることを目的に活動しております。現在は、図書館での議員のPR企画を行った延長上で、現在は各公民館で議員のPR企画を行っているということになっております。公民館長会で7つの公民館に依頼し、それぞれ順番に議会議員のPR展を回っていくということで了承を頂いております、現在は必佐公民館、その後、日野公民館、またそのほかの公民館も日程を調整して7月、8月あたりまでこのPR展は続くということになっております。それと同時に、デジタルでも、ホームページ上でもそのPR展はそのまま継続して掲載するような方向で考えております。

また、広報広聴プロジェクトチームからは、日野町議会の出前懇談会というものを行いたいということで、出前講座のような形で呼ばれて行くタイプの議員の出前、そのそれぞれのチームというものを皆で案を出し合って話し合いました。こちらについては、出前懇談会をするというようなことで異議なしを皆から頂きまして、それぞれのチームを住民さんから呼んでいただけるというような制度を整備するという方向で進めます。

また、今後のことにつきましては、議会モニターと呼ばれる、住民さんが議会のことについて深く関わっていただけるような制度をつくりたいというようなことで、これはまだ今から調査研究をしていくものですが、こちらで進めていくことで皆さんから異議なしを頂きまして進めていくことになりました。

以上、4つのプロジェクトチームからの報告や調整を行って、今後も前進して進めていくということを確認しました。

次に、組織、団体との意見交換会を議会が行うというようなことがあれば情報共有をしましょうということで、現在は、総務常任委員会が5月中旬をめぐりに図書館の視聴覚室を使って住民さんとの意見交換会を進める方向で考えております。

続きまして、3月議会を振り返ってということで、議会の傍聴に来ていただいている方のアンケート、こちらのほうを皆で共有しながら今後のことを検討しました。その中で、同じ質問等で重複しているケースがあるのではないかというご意見を基に、今後はこの議会のほうでも、質問の在り方等も研修を通じて調査研究していくということを確認しました。

また、最後にその他ということで、この議会、日野町議会につきましては、いつも起立、礼、挨拶をして始めているわけですが、こちらについては、明確な全国的

なルールがあるわけではなく、日野町議会が独自に行っているものではありませんけれども、朝は「おはようございます」、昼は何て言っているのみたいなところを、元気よく統一するために、「よろしくお願いします」で統一してはどうかというような意見を共有しました。

以上をもちまして、全ての調査研究議案を終了し、議会改革特別委員会を閉会いたしました。議会改革特別委員会の委員長報告は以上です。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第11号から議第35号まで（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか24件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案は委員長報告のとおり、議第11号から議第35号まで（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか24件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第11号から議第35号まで（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか24件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

日程第2 議第36号から日程第4 議第38号まで（日野町条例の一部を改正する

条例の制定についてほか2件)についてを一括議題として町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(堀江和博君) それでは、追加提案の説明をさせていただきます。

日程第2 議第36号、日野町税条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、本年2月21日に公布された地方税法の一部を改正する法律の規定に基づき、日野町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、令和6年能登半島地震災害に係る個人町民税における雑損控除の特例を設けるほか、所要の規定を整備するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第3 議第37号、令和5年度日野町一般会計補正予算(第9号)。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ953万円を追加し、予算の総額を107億6,889万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算では、令和6年能登半島地震における被災地支援として、被災した自治体の代わりにふるさと納税を通じた寄附を受け付ける代理寄附の実施および教育費における寄附金を活用した事業について、所要の予算措置を講じております。

それでは、詳細をご説明いたします。

お手元の議案、議第37号、令和5年度日野町一般会計補正予算(第9号)に添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

説明にあたりましては、右側のページで申し上げます。

まず、歳入でございますが、7ページの第18款・寄附金につきまして、ふるさと納税を通じた被災地支援として、代理寄附の実施に伴い、まちづくり応援寄附金(災害対策代理寄附金)を新規計上するとともに、匿名の方より寄附金を受領したことから、小学校教育振興寄附金を増額補正しております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

9ページの第7款・商工費でございますが、ふるさと応援寄附事業において、ふるさと納税を通じた被災地支援として、代理寄附の実施に伴い、必要となる経費を新規計上しております。

また、第10款・教育費につきましては、小学校教育振興事業において、寄附金を活用し、小学校の新入生へ入学祝い品を送るための経費を新規計上しております。

以上、令和5年度一般会計補正予算(第9号)の提案説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第4 議第38号、令和6年度日野町一般会計補正予算(第1号)。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それ

ぞれ950万円を追加し、予算の総額を99億4,450万円とするものでございます。

今回の補正は、特定空家を略式代執行により除却する経費および相続財産管理人制度の手續に係る経費等について、所要の予算措置を講じております。

それでは、詳細をご説明いたします。

お手元の議案、議第38号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第1号）に添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

まず、歳入でございますが、7ページの第15款・国庫支出金につきましては、空き家対策総合支援事業費補助金を増額補正しております。また、19款・繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を増額補正しております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

9ページの第8款・土木費でございますが、都市計画総務事務事業において、特定空家を略式代執行により除却する経費および相続財産管理人制度の手續に係る経費等を計上しております。

以上、令和6年度一般会計補正予算（第1号）の提案説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中には議員全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは委員会室に直ちにご参集をお願いいたします。それでは、暫時休憩いたします。

－休憩 11時38分－

－再開 12時10分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） 私のほうから、議第38号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第1号）で、6件の質疑をいたします。

令和6年度の新年度予算、日野町一般会計の補正予算に関してですが、先日、3月18日の議員全員協議会で事前に説明を受けたものの、重大な案件であり、この3月議会閉会日に提案されることに違和感を持ちました。今までから日野町議会においても臨時会を設けて補正予算など、審議してきたこともあり、今回は審議する時間があまりにも少ないのではと感じさせられました。私は後でも言いますが、今回、特定空家の略式代執行するにあたって、大変危険な状態であることを言われています。その点はよく分かります。分かっている、空家等対策の推進に関する特別措置法、空家法のこと、それから危険度判定の基準、それから民法に決められている

相続権者の確認など、十分に理解した上で判断を下さなければならないと思っていますからです。最終的には個々の空き家ごとに事象が異なりますから、個別判断に委ねるところがあるとは思いますが、この案件は代執行できます、この案件は代執行できませんと、今まで所有者の方や相続権者などの方が個人個人でご自身の特定空家の解体処理を進めてこられた案件や、今後、物件処理していく過程で整合性を求められ、判断に戸惑いが出るのではないかと思いますからです。

ましてや今回、町が950万円の多額の公費をつぎ込み、税負担という公益性、正当性に関することや、解体費用が回収できないこと、また今後の管理責任の放棄を助長することなどにつながっていくことにならないか、慎重に審議しておく事案であるからと考えているからです。

現場も見させていただきましたが、現状の危険な状態の放置はもちろんよくありません。特定空家にしたから、やっぱり町の管理責任というのは問われてくると思いますので、放置できないことはよく分かります。今回、火事後の空き家を新たに特定空家に指定し、町が多額の公費をつぎ込んで解体処理していく略式代執行の重要な案件です。解体費用など、回収の見込みができる行政代執行ではなく、今回は解体費用などの回収がほぼ見込めない、公費で処理を進める略式代執行なのです。このような重要な案件をなぜ本日の閉会日に提案され、十分な審議もできないまま進めようとするのか、この点の町の考えをお聞かせ願いたいと思います。これが1点目です。

2点目に、今回火災のあった空き家を特定空家に認定した経緯を教えてください。

隣の家が近くにあって、交通量の多い場所で、家屋に火災が起こって放置されると、これは必然的に危険な空き家となって特定空家になると思っています。本来なら、所有者、相続権者などの方が、近隣に迷惑がかからないようにと、早々に解体していくのが通常ではないかと思っています。今回の火災の残材建屋は特定空家に該当する判定に値するものなのか、その点を確認させて下さい。

3点目は、先ほど言いました略式代執行にしていくに至った危険度の判定基準、相続権者の確認について伺います。

今回の放置された案件は、現場現物を見れば明らかによくないのは分かります。現在、日野町には令和元年に認定された特定空家が5軒あって、以降、3軒は所有者等によって解体処理されたものと伺っています。残り2軒は、もう5年もたっているのに進んでおらず、この2軒との差はどこにあるのか。最低限、この点だけは明確に示しておく必要があると思っています。私は、地域住民に与える影響がより深刻であると同時に、切迫性が求められることが重要な判断基準になるのではと考えています。特定空家として残る2件との違いが、今言いました判断基準になると考えていますので、その点の確認をさせて下さい。

続いて、相続権者の確認です。4点目です。

相続権者は、全て死亡あるいは相続放棄されたと言いましたが、相続関係の調査段階において、火災があった後に、令和5年11月30日に相続権者に適正な管理を行うように通知したとあります。そのときには相続権者がおられたわけですか。通知した後は何らかの返事があって交渉が進んでいったものなのか教えてください。

続いて5点目です。

令和6年3月11日に相続権者全員が相続放棄したことを確認とあります。相続放棄とは、民法で原則、相続放棄の期限があって、相続の開始を知ってから3か月以内に家庭裁判所などで手続をする必要があります。何人の方の相続権者がおられて、家庭裁判所の申述受理が終わっていることをどのようにして確認されたのか、この点を確認させて下さい。

最後、6点目。

最後に解体し、除却した後に、財産相続財産管理人制度により土地を売却し、費用の一部を回収するとしていますが、売却できるまでの土地は町の管理下になるのでしょうか。誰の管理下になるのか教えてください。

以上6点なのですが、質疑事項をおさらいしますと、1つ目は、本日閉会日に提案され、進めようとする理由。2つ目は、火災の残材建屋が特定空家に該当する判定に値するものなのか。3つは、今回、略式代執行される特定空家と残る2件の特定空家との違いから見えてくる判断基準について。4つ目は、令和5年11月30日にはおられた相続権者との交渉経過。5つ目は、相続放棄の確認はどのようにされてきたのか。6つ目は、売却できるまでの土地の管理は誰の管理下になるのか。

以上6点です。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 7番、山本秀喜君の質疑に対する当局の答弁を求めます。産業建設主監。

産業建設主監（福本修一君） ただいま、山本議員より、議第38号に関しましてご質疑いただきました。

まず、1点目のこれだけ重要な案件であることに關して、なぜそのように今回提案させていく、急ぐのかということであったかなというふうに思います。

本件につきましては、令和4年8月15日火災により全焼した建物、これを特定空家に認定したもの、これを略式代執行させていただこうというものでございます。状況を見ましても、ご覧いただきましたとおり、近隣住民や通行する路線バス、不特定多数の通行車両でありましたり、人であったり、多くの方々に被害が及ぶ可能性が想定される状況で、安全確保のためには、台風等の出水期までには何とか早急に対策を講じなければならないものというふうに考えております。特定空家等の倒壊等によりまして、第三者が損害を受けた場合には、行政庁であります町は、著し

く公益に反する危険な状況を把握していた特定空家という状況を認定しているにもかかわらず、法律に基づく代執行という権限を行使しなかったということになりますので、国家賠償法による賠償責任に問われる可能性がある、ということから、今回、相続放棄等の確認をさせていただきました上で、これ以上の放置は非常に危険であることと、町が果たすべき責任というあたりで、本日、提案に至ったところでございます。

何せ、その確認をさせていただいたのが3月の中旬ということになってまいりますので、今回の提案がありましたことにつきましても、これまで様々、細部にわたりまして協議、また顧問弁護士にも相談しながらということで進めてまいりましたので、これ以上、なかなか早くもできなかったし、遅くなりますと、より地域に対する不安は増すということになりますので、このタイミングしかなかったというふうに町としては判断しており、今回の提案に至ったものでありますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いしたいと思います。

ほかの質疑につきましては、建設計画課長のほうに答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） それでは、山本議員からご質疑いただきました残り5点の関係について答弁させていただきます。

まず、認定の経緯でございます。

この物件につきましては、火災になる前から空き家ということで、町のほうで一定関わっておりました。ただ、火災のときに、どうも使用者がおられるというようなこととか、その使用者、こちらでも相続権者が誰かというようなことで追跡はしておったんですけれども、なかなかどこにおられるかというところまでがしっかりとつかめていない状況でした。その後、火災になってから、この建物について、どのような取扱いでやっていけるのかというようなことを県なり、いろいろと国のほうとかも確認しながら進めてきていたということでございます。最終的には、火災建物も特定空家に認定して進めていくことができるというようなことで全国的な事例も出てきましたので、そういったことで進めさせていただいたと。

基準的な部分でございますが、国がガイドライン等を示しておりまして、特定空家の認定マニュアル、こちらにつきまして、先進事例等も活用しながら、町のほうで特定空家の認定マニュアルを整備させていただきました。その際につきましては、町の空き家対策推進協議会の専門家のご意見も聞きながら、最終的には建築士会等のご意見も踏まえた中で決定したものです。ですので、これに基づいてしておりますので、該当するような建物ということになっております。

それから、次の、これまでに日野町で5軒、特定空家を認定して、3軒が自主解

体された。残っている2軒と今回の建物との違いということで、いわゆる略式代執行する上で、どのような立地になっているかということで、いわゆる建物の前面道路とかそういった部分。あと、建物自体が1階建てであるのか2階建てであるのか。敷地の道路に面した、すぐそばに建っているのか奥に建っているのか。その建物自体がどんな状況に今なっているのかというようなところで判断させていただきま

す。

そういったことから、以前に認定した2軒につきましては、いわゆる建物的には敷地の中側に、どちらかというと倒れていっている、ないし、もうほぼ建物がないようなものというようなことになっておりまして、いわゆる、道路側に影響等については少ないと。また、民地側への倒壊も、今すぐに倒れるかどうかというところを見てみますと、倒壊のおそれがすぐさま来るといような状況ではないといったことで、今回のものとは違うと。今回のものについては、火災建物ということで、正直なところ、いつ崩れるか分からないような建物の耐力になってしまっているというような違いでございます。

それから、相続権、死亡なり放棄されていた中で追跡調査をさせていただいております。戸籍等をたどっていくわけなんですけれども、そういった中で、11月30日に最終的な相続権者のところ、おられましたので、その方に適正な管理をしていただくようにということで通知を送らせていただいております。そういった中で、実は途中で司法書士さんが相続放棄的なことで動いておられるような情報もつかんでおりましたが、これ確定しないと分かりませんので、最終的に処理のほうを進められたようで、全員が死亡ないし相続放棄されたというのを確認できたのがこの3月というようなことになってきております。

あと、相続放棄の確認でございますが、既にこの調査をしている中で、実は何人かの方、たどっていくと、同じように相続放棄していますとか、司法書士さんから相続権持ってはるんですが、今回済ませたというようなことで、受理通知、そういったものが裁判所のほうから出ておりますので、そういったコピーを頂いたりとか。ですので、最終、今回進めている中では、裁判所のほうに相続放棄の申し述べをされた、受理をしましたよというような書類を取り寄せているというようなところで最終的には確認をさせていただいたというところでございます。

あと、最終的に代執行した後の土地の管理、こちらにつきましては、略式代執行する期間においては、町のほうが、一定その期間中、管理することになりますが、土地自体は亡くなられた所有者の名義のままということになりますので、いわゆる相続財産管理人の申立て制度で、そちらで進められるまでの間というのは、いわゆる所有者自体は個人のものということになりますので、町が管理することもできませんし、一般の方が使うこともできいような状況になります。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

7 番（山本秀喜君） それでは、ちょっと再質疑なんですが、先ほど、今日提案されてという話で、もう特定空家と認定されたからには、倒壊等の危険が高い空き家に関しては略式代執行を行うべき状況であったにもかかわらず、それをしなかったことにより、自治体の責任が問われかねないということがありますので、もう本当にそういう意味から言うと、あの状態を見ましたら、もう早くしてほしいなという思いになりますので、そういう上で、皆さん、理解できたらいいなというふうに思いました。

それで、あとは、もともと今の火災のあった建屋は、ほかのやられた事例があってこれは特定空家に認定することができるということで理解をさせてもらいました。事前に追跡している中で、誰かというのは分かっているのももちろん通知をしたということなんですが、そのときには、その通知された相続権者の方に、今の最終相続人としての解体処理をしていく旨の、要は相続放棄せずに、少しでも負担をしてもらうとか、あまりにも解体費用が公費負担でかさむものですから、そういう交渉はできないものか。これはもう、法律できないならできないと言ってほしいし、そういう交渉は可能なものなのか。もう放棄されたら仕方ないものなのか、その点を確認させていただきたいと思います。

それから、最後、家庭裁判所の申述受理の話なんですが、これは、今は、この案件ですと、彦根の家庭裁判所ですか。どこの裁判所の申述受理なのか、その点は教えて下さい。

以上2点かな、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） 2点ご質疑いただきました。

まず、いわゆる相続人を追跡している中で、相続権者に何らかの負担的な部分での補償でございます。実は、少しでも自分に所有権があるというようなことを見せると、いわゆる相続放棄ができなくなるという部分がございます。ですので、実は火災が起きた後に町のほうで危険な分だけ取ったりということとか、そういう機会もあったんですけれども、そういった部分で、いわゆる所有権者という部分がある方に連絡して、そこで「はい」と返事されると相続権者になってしまうんですね、確実に。ですので、そういった部分でなかなか途中段階で負担してくれと言っても相続放棄しようかなという動きになれば、していただけないのが実情でございます。一旦相続放棄されたら、もうそういった部分での請求ができないということになります。

それと、先ほどの答弁の中で、権利者の関係が多分漏れてしまったかと思うので、今回、調査する方というのが40名ぐらいということで、最終的には相続権者

は15人というようなことです。たどっていきますと、死亡されている方とか、いろいろおられますので、約40名ということで、相続権者は15名ということでなっていました。ですので、追跡調査につきましては、戸籍をたどっていきますと、亡くなられている方、ご存命の方はそういったことで相続放棄されているかどうかという確認を随時取っていったということでございます。

裁判所の関係でございますが、彦根のほうの家庭裁判所になります。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） 内容のほうは十分ではありませんが、理解のほうを進めさせていただきました。

最後をお願いなんですけど、今回、先ほども判定の基準の話をされていましたが、隣接する建屋のところに近いとか、1階、2階が近いとかいう点は、十分に略式代執行していく判断基準になるものというふうに考えていますので、今後、先ほども言いましたが、これは代執行できる、これは代執行できないというところの判断を、個別に案件はあるとしても、その1階、2階がとか、隣接が近いとか、それが何メートルなのか、そういう判断基準は大まかにでも一定の基準はつくれるかなと思いますので、その点をお願いして私の質疑を終わりにします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

9番、加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） 議第37号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第9号）について伺いをします。

その中の、能登半島地震の被災地支援についてです。

趣旨自体には全く異存はございませんが、被災地に負担をかけない、そういう寄附の在り方として、マスコミ等でも代理寄附ということが言われているわけですが、ふるさと納税を通じたそのシステムというのになければならなかったのか。日野町の場合、ふるさと納税のシステムを使っているということもあったので、そういうことにされたのかと思うんですけど、そこら辺のいきさつについて伺います。

議長（杉浦和人君） 9番、加藤和幸君の質疑に対する当局の答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（園城久志君） ただいまご質疑いただきました補正予算に係るふるさと納税の代理寄附についてでございます。

寄附につきましては、もちろん被災地に直接寄附する形もいろいろあるかと思いますが、被災地に負担をかけない方法ということで、今回、ふるさと納税というのを選ばせていただきました。ほかにも、代理寄附というのはあるかもわからないんですが、ふるさと納税の代理寄附というのが始まりましたのが、平成27年頃

に、やはり被災地支援ということで、前年度に被災を受けた町が次の町を支援したいということで、全国的に広まっております。日野町も今回参加させていただきましたけれども、全国でも、ほかの自治体さん、滋賀県としては滋賀県もされていますし、様々な町でふるさと納税という、今メジャーとなります、全国的にも多くなってきて、されている方が非常に広まってきて、ふるさと納税を使うことによってより多くの支援が集まるということで、今回、当町もそれに賛同させていただいて、やらせていただいたということで、より多くの寄附が集まる見込みがあるということも念頭に入れさせていただいて、この制度を選ばせていただいたということでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

９番（加藤和幸君） 再質疑というか、意見になるかもわかりませんが、被災自治体に負担をかけないということが、ある意味で大きな要素だと思うんです。そういう形で、ふるさと納税の代理寄附制度という形を使うのが一番いいのかなというふうに私自身も思っているんですけど、ふるさと納税といっても、今は、現にいろんなサイトを利用して行うということで、そういう中間業者の得る部分とか、そういう形のこともよく言われていますし、あるいは、業者自身も１つでないわけですね。だから、そういう意味で、いろいろ気にはなるんです。だから、趣旨そのものには別に異議はございませんので、その辺りを確認したかったということです。答弁結構です。

議長（杉浦和人君） ほかにございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第２ 議第36号から日程第４ 議第38号まで（日野町税条例の一部を改正する条例の制定についてほか２件）については、委員会付託を省略し、直ちに討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第36号から議第38号まで（日野町税条例の一部を改正する

条例の制定についてほか2件)について、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第36号から議第38号まで（日野町税条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件)については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第36号から議第38号まで（日野町税条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件)については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ印刷配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することといたしたいと思ひます。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は議長において決定いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。予算特別委員会、空家対策特別委員会、議会改革特別委員会、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月も春分を過ぎ、例年は春の陽気を感じる頃でございますが、今年は寒さが戻る日もあり、暖かい春の日差しが待ち遠しいところでございます。

議員の皆様には、提案いたしました令和5年度補正予算案、また令和6年度当初予算案や、追加提案をさせていただきました補正予算案の案件などにつきまして、慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決を頂きましたことに厚く御礼を申し上げます。今議会で可決を頂きました新年度当初予算は、子育て支援プロジェクトの推進、生活支援などを柱に、さらなる子育て施策の充実、わたむき自動車プロジェクトの推進、生活基盤整備や産業振興、公共施設の長寿命化等の取組など、着実に進め、時代の変化に対応し、日野の未来を育てる予算となったところでございます。先人の思いをしっかりと受け継ぎ、持続可能な日野町を目指して引き続き取り組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

3月は別れの季節でもございます。日野中学校をはじめ、各小学校、幼稚園、こども園、保育園で卒業式、卒園式が執り行われました。日野中学校においては、卒業生156名と在校生、保護者が一堂に会し、盛大な式が挙行され、大変すばらしいものとなったところです。引き続き、ご家庭、地域、学校園、そして行政が力を合わせて、子どもたちの健やかな成長のために努力をしなければと、心を新たにしたところでございます。

さて、年度末、年度初めの時期となってまいったところでございます。議員各位におかれましては、公私共ご多用のことと存じますが、この年度末、健康には十分ご留意いただきまして、各方面でますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る3月1日から本日まで、提出案件の審議にあたられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

令和5年度もあと僅かとなってまいりました。行政執行担当者には、それぞれの事務事業の完成、完了に向け、適切な処理をお願いをいたすとともに、令和6年度の各会計予算および事務事業の執行についても万全を期して、計画どおり遂行されることを特にお願い申し上げます。

さて、この数日間、寒さが戻りましたが、桜の開花もうすぐとなり、徐々に春の気配が感じられるようになってまいりました。我々18期議員におきましては、この3月定例会をもちまして、今期1年目の議会を一巡することとなります。昨年5月1日に、我々、任期が始まって以来、町の直面する様々な課題について、本会議および委員会において、執行側あるいは議員同士で活発な議論を交わされました。

また、地域の声を聞き、しっかりと議会に届けていただいたことに対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げます。引き続き、議員各位におかれましては、十分ご自愛を頂きながら、心身共に、新たな感覚で町政発展のため、住民福祉の向上にご奮闘いただきますようお願い申し上げます、これをもちまして、令和6年日野町議会第2回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

－ 閉会 12時45分 －

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 福永 晃仁

署名議員 西澤 正治